

戸籍 最後の確認です！ 戸籍フリガナの変更

●申し込み・問い合わせ 役場住民課 戸籍係 ☎096(293)3112

5月26日以降に変更する場合

<1回目の変更>

一回だけ市町村で変更することができます。戸籍に記載するまでに時間がかかります。

<2回目以降の変更>

家庭裁判所の許可を得てから、市町村窓口へ届け出る必要があります。戸籍に記載するまでに時間がかかります。

<変更までの流れ>

家庭裁判所に申し立て

↓ ※別途費用がかかります

裁判所からの許可

↓

許可後、役場で氏または名のフリガナの変更届け出

↓

戸籍のフリガナの変更完了

●必要なもの

- ・本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
- ・氏または名のフリガナの届

●届出方法

窓口で届け出ができます。

●5月25日までに変更する場合

令 和7年8月ごろに本籍地の市町村から戸籍のフリガナを確認する通知を送付しています。フリガナに誤りがあったり変更をしたりする場合は、5月25日までに届け出る必要があります。届け出は市町村の窓口で行うことができます(住所地でも本籍地でも可)能です)ので、ご不明な点がありましたら、気軽にお問い合わせください。

●届け出できる人

- ・フリガナが一般的な読み方ではない場合、読み方が分かる書類
- ・氏名フリガナ 戸籍の筆頭者
- ・名フリガナ 本人が親権者(15歳未満)

5月26日以降のフリガナの変更は、戸籍謄本などの証明書が必要な場合でも、正しいフリガナが記載されている証明書を取得するのにかかる時間がかかります。早めに確認して誤りがある場合は届出をお願いします(誤りがない場合は届け出る必要はありません)

助成

住宅の耐震改修やブロック塀撤去の費用を助成します

●申し込み・問い合わせ 役場都市計画課 建築係 ☎096(293)4011

申請期間

5月15日(金)～9月30日(水)

※期限内でも予算が無くなり次第、受け付けを終了します。

目視と図面などで診断する一般診断方法で住宅の地震に対する強さを診断します。

- 対象住宅 戸建て木造住宅 次の①～⑤全てに該当するもの
 - ①大津町内に所在する戸建木造住宅で、現に居住しているもの
 - ②在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的工法で建築された地上階数が3以下のもの
 - ③平成12年5月31日以前に着工したものまたは平成28年熊本地震で被災したもの
 - ④原則として、建築基準法に係る違反のないもの
 - ⑤これまでに県または町などから同様の補助を受けて耐震診断を実施していないもの

- 診断費用 2,500円 ※別途、振込手数料が必要です。
- 診断者 指定派遣機関が選定した耐震診断士

①について詳しくはこちら▶



- 対象住宅 次の①～⑤全てに該当するもの
 - ①大津町内に所在する戸建木造住宅で、現に居住しているもの
 - ②耐震診断の結果、上部構造評定が1.0以下のもの
 - ③在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的工法で建築された地上階数3階以下のもの
 - ④平成12年5月31日以前に着工したものまたは平成28年熊本地震で被災したもの
 - ⑤建築基準法に係る違反のないもの

②について詳しくはこちら▶



●対象事業・補助金額

補助事業	補助率	補助上限額	備考
耐震改修設計+耐震改修工事	9/10	157.5万円	昭和56年5月以前に着工または高齢者などが居住する住宅
	53/60	132.5万円	平成12年5月以前に着工
	8/10	115万円	平成12年6月以降に着工
建替え設計+建替え工事	9/10	157.5万円	昭和56年5月以前に着工または高齢者などが居住する住宅
	53/60	132.5万円	平成12年5月以前に着工
	8/10	115万円	平成12年6月以降に着工
耐震改修設計	2/3	20万円	
耐震改修工事	1/2	60万円	
シェルター工事	1/2	20万円	

※耐震改修設計+耐震改修工事と建替え設計+建替え工事の場合、耐震改修工事および建替え工事に係る費用のみが補助の対象となります。
※申請者の費用負担が発生します。
※建替えについては、一定の省エネ基準を満たすこと。
※補助事業により要件が異なるので詳しくはお問い合わせください。

町では地震発生時における人身事故の防止と避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などの撤去に掛かる費用を一部補助します。

- 対象 次の①～④全てに該当するもの
 - ①避難路に面したブロック塀など
 - ②ブロック塀などが面する道路面からの高さが80cm以上のもの
 - ③ブロック塀などの高さが60cm以上のもの
 - ④点検表に不適合があり、安全性が確保できないもの
- 対象者 避難路に面する危険なブロック塀などを所有する者
※所有者以外が申し込む場合は、所有者の同意書が必要。

- 補助金額 上限20万円
1敷地当たり次のいずれか低い額
・ブロック塀など撤去工事に要する費用の2/3
・撤去するブロック塀などの長さに12,000円/mを乗じて得た額
※既に工事が終了しているもの、既に倒れているブロック塀は対象外です。
※申請者の費用負担が発生します。他にも条件があるのでお問い合わせください。

③について詳しくはこちら▶



1 診断士派遣事業 戸建木造住宅耐震

2 戸建木造住宅耐震改修等事業補助金

3 ブロック塀撤去補助金

暑熱避難 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を開放します

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(町子育て・健診センター内) ☎096(294)1075



指定施設	
大津町役場庁舎	おおづ図書館
まちづくり交流センター(交流会館)	人権啓発福祉センター
生涯学習センター	大津地区公民館分館
大津町総合体育館	イオン大津店
ファミリー電器	インテリア白川
大津町商工会会館	あゆみ不動産
九州電力大津営業センター	熊本トヨタ自動車大津店
H I ヒロセスーパーコンボ大津店	大津郵便局
大津居島郵便局	室郵便局
陣内郵便局	錦野郵便局
矢護川簡易郵便局	吹田団地簡易郵便局
大津つつじ台簡易郵便局	大津平川簡易郵便局
護川簡易郵便局	

施設の開放日や時間、受入可能人数などはホームページをご確認ください。



- クーリングシェルターとは 熱中症による健康被害の発生を防止するため、「熱中症特別警戒アラート」が発表された時などに、危険な暑さから身を守り、暑さをしのぐ休憩場所として開放する場所です。
- 実施期間 4月22日(水)～10月31日(土)
- 利用時の注意点
 - ・飲み物は各自でご用意ください。
 - ・利用できる日時・場所は、指定された場所のみです。
 - ・その他、利用時は施設の指示に従ってください。

- 熱中症の予防のために
 - ・エアコンなどを利用し、涼しい環境で過ごしましょう。
 - ・こまめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう。
 - ・高齢者、乳幼児などは熱中症にかかりやすいので特に注意し、周囲に声をかけましょう。
- 熱中症特別警戒アラートが発表されている日は外出を控える、エアコンを使用するなど、熱中症の予防行動を積極的にとりましょう。